

# カルテの開示を求められたら どのように対応するか？

解説

## 診療記録等の開示請求

### に対する心構え

協会顧問弁護士 佐伯 康博



「患者からカルテの開示を求められているが、どのように対応すればよいか」という会員医療機関からの相談が増えています。今年5月には改正個人情報保護法が施行され、全ての医療機関が法律上の開示義務を負うことになりました。診療記録の開示請求に対して、医療機関はどのように注意すればよいのでしょうか。佐伯康博協会顧問弁護士に解説いただきました。

### 1. 個人情報保護法の改正点

2015年9月に個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」とい）が改正され、個人情報取扱事業者の義務に関する部分が発効された。今回の改正は、

- ① 診療・調剤情報などのセンシティブな情報を要配慮個人情報として特別に保護し、これらの情報の取扱いを厳格化していること、
- ② 国民健康保険、介護保険などについて患者の氏名がなくても被保険者番号を個人識別符号として個人情報保護の対象にしたこと、
- ③ 保有する個人データの取扱いが5000件を超えるという個人情報取扱事業者の要件を撤廃したこと、

### 2. 診療記録等開示請求の法的根拠

2005年から施行された個人情報保護法は、「個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならぬ」（第25条1項）と規定し、診療記録等の開示が法制化された。ただし、対象は個人情報取扱事業者（以下「事業者」とい）のみであり、保有する個人データが5000件以下の診療所等に関しては、関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（以下「厚省ガイドライン」とい）を公表し、06年10月に日本医師会も「診療に関する個人情報取扱いの指針」（以下「日医指針」とい）を作成している。厚省ガイドラインや日医指針は個人情報が散見されたというこ

針は個人情報保護法の趣旨をもとに作成されており、根底には患者の自己情報コントロール権を容認する考えに基づいているものと思われる。そのため、厚省ガイドラインにおいては、個人情報保護法の対象にならない小規模事業者（診療所）に対してもガイドラインの遵守努力を求め、多くの診療所がこれに従ってきたのが実情である。診療記録等の開示については、厚省ガイドラインや日医指針等により、個人情報保護法における事業者に該当しない小規模な診療所においても事業者として運用がなされていたと思われるが、小規模事業者に開示すべきという基本的な考え方の下に「診療情報提供等に関する指針」を制定した（医政局長通知）。例えば、患者と医師が対立し、医師の過失の有無の調査のために診療記録等の開示を求める場合である。日医指針によれば、「医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが、共同して疾病を克服し、医師・患者間のより良い信頼関係を築くことを目的」として診療情報の提供がなされることから、患者との信頼関係がなくなったことを理由に開示を拒否する医療機関が散見されたということがある。

### 3. 原則「開示」に向けた準備

#### 開示に向けた準備のポイント

1. マニュアル作成の必要性
2. 開示対象の確認
3. 開示請求できる対象の確認
4. 開示拒絶できる場合の確認
5. 費用負担額の設定
6. 開示手続の公表の可否

いても患者本人がチェックする機会を保障することを目的とした個人情報保護法に法的根拠があり、厚省ガイドラインも同法の目的に従って作成されており、上記日医指針と目的を異にするものである。今回の個人情報保護法改正により、全ての医療機関が同法の対象になったことから、患者本人からの診療記録等開示請求に弾みがつくものと思われる、個人情報保護法の目的に従った対応が迫られている。

1. マニュアル作成の必要性  
診療記録等の開示請求があった場合に備え、後述する請求受付から開示に至るまでの手順についてマニュアルを作成すべきである。また、各過程においてどのような問題が予想されるのか検討し、事務局レベルで対応できるようにしておく。以下、予想される問題点を指摘する。

2. 開示の対象は何か  
まず、開示の対象となる診療記録等の内容についてであるが、厚省ガイドラ

ある。遺族については、個人情報保護法で規定されていないが、厚省ガイドラインや日医指針では、配偶者、子、父母、法定相続人の開示請求を認めている。弁護士から、患者、遺族の代理人として開示請求があった場合、弁護士法第23条の2の照会手続（弁護士会に手続をとらなければならない）に応じることを理由に直接請求を拒否する医療機関もあるが（日医情報指針が任意代理人の範囲を親族及びこれに準ずる者に限定していることが理由と思われる）、日弁連の運用基準によれば事件の相手方に対する照会は原則として認めないことになっており、個人情報保護法第29条、厚省ガイドラインに基づき弁護士に対する開示を認めなければならない。の謄写費用を決めることになる。さらに、開示請求に対応する事務経費（2、3000円が多い）を徴収する医療機関もある。厚生労働省は14年9月8日付通知のなかで、医療法に基づく検査の重要項目の一つに「開示手数料が合理的な額かどうか」を加えたことから、日医を中心に費用の定額化が検討されるべきである。

3. 開示請求できるのは患者本人だけか  
患者本人に判断能力がない場合には成年後見人が認められるなど法定代理人も請求できる。患者の判断能力に疑義がある場合には、患者を世話している親族及びこれに準ずる者も可能である。示すことを基本とし、苦情への対応についても併せて説明することが望ましいとされている。そのため、開示を拒絶できる場合を類型化し、拒絶する場合に請求者に交付する書面を書式化し、苦情に対応する窓口も記載しておく必要がある。

4. 開示を拒絶することができる場合とは  
個人情報保護法第25条には開示の例外が規定され、厚省ガイドラインが解説している（病状や予後、治療経過等について患者に対し十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果に悪影響を及ぼす場合など）が、個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要であるとしている。

5. 費用負担をどうするか  
開示請求者に負担させる費用を決めておく必要がある。厚省ガイドラインは、「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において手数料の額を定めなければならない」としているが、具体的にどのような費用が実費に含まれるのか明らかになっていない。そのため、各医療機関の判断に委ねられることになるが、診療記録の写しを交付する場合、一枚当たりの謄写費用を決めることになる。さらに、開示請求に対応する事務経費（2、3000円が多い）を徴収する医療機関もある。厚生労働省は14年9月8日付通知のなかで、医療法に基づいて検査の重要項目の一つに「開示手数料が合理的な額かどうか」を加えたことから、日医を中心に費用の定額化が検討されるべきである。

6. 開示の手続を公表すべきか  
厚省情報提供指針によれば、「医療機関の管理者（5面に続く）」